

令和 7 年 多賀町議会 9 月第 3 回定例会再開会議録

令和 7 年 9 月 3 日 (水) 午前 9 時 29 分開会

◎出席議員 (9名)

1 番	小 島 櫻 君	6 番	川 岸 真 喜 君
2 番	一之瀬 浩 治 君	7 番	富 永 勉 君
3 番	大 谷 重 温 君	8 番	山 口 久 男 君
4 番		9 番	神細工 宗 宏 君
5 番	木 下 茂 樹 君	10 番	菅 森 照 雄 君

◎欠席議員 (0名)

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	産業環境課長	野 村 博 君
会計管理者	岡 田 伊久人 君	地域整備課長	飯 尾 俊 一 君
企画課長	藤 本 一 之 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
総務課長	本 多 正 浩 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
税務住民課長	小 菅 俊 二 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
福祉保健課長	林 優 子 君	監査委員	寺 西 久 和 君

◎議会事務局

事務局長 大 岡 まゆみ 書記 西 村 俊 之

◎議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(開会 午前 9時29分)

○議長（菅森照雄君） ただ今から、令和7年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願ひいたします。

(開議 午前 9時29分)

○議長（菅森照雄君） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（菅森照雄君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長（菅森照雄君） 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、3番、大谷重温議員の質問を許します。

3番、大谷重温議員。

[3番議員 大谷重温君 登壇]

○3番（大谷重温君） 議席ナンバー3番、大谷です。議長の許可を頂きましたので、これより質問をさせていただきます。本日2点、1つ、獣害対策の一環としてのジビエ商品の可能性について、2つ、絵馬通り昨年10月に起こったボラード損傷事故のその後についての2点、質問させていただきます。

まず1、獣害対策の一環としてのジビエ商品の可能性についてお伺いいたします。

農林水産省の獣害対策の交付金制度について、前回6月定例会の一般質問のふるさと納税返礼品に関する質問の最後に、獣害対策の一環としてジビエ商品の販売の可能性について、農林水産省の交付金制度にその可能性があるのではないかとの質問で終わりました。

高取山ふれあい公園内の処理施設が老朽化により機能しないとのことも聞いております。そこでお尋ねいたします。

1、新たな処理施設の整備の予定はありますか。

2、民間で2か所、処理施設を整えた飲食店の開業の予定があるようにお聞きしていますが、その進捗状況は。

3番、農林水産省の交付金制度の中に、鳥獣被害防止総合対策交付金という制度があ

り、処理加工施設や国産ジビエ認証制度やジビエハンター育成研修制度など様々な支援制度があることは認識されておりますでしょうか。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 大谷議員のご質問、獣害対策の一環としてのジビエ商品の可能性についてお答えいたします。

1点目の新たな処理施設の整備予定についてであります。現在、公費をもっての施設整備の計画は無いところです。この点につきましては、高取山ふれあい公園内の施設の一部に、ジビエ、狩猟によって食材として捕獲された狩猟対象の野生鳥獣を加工する場所を整備しておりましたが、令和4年に彦根保健所職員による当該施設の調査を受け、結果、食品衛生法に定める基準を一部満たしておらず、また滋賀県野生鳥獣肉衛生ガイドラインに順じていないとの指摘を受け、改善の指示を受けております。

その後の対応といたしましては、高取山ふれあい公園内の継続を望まれない、需要と供給、購入と搬入が見合っていない、採算が合わないなどの課題を踏まえ、施設整備を行うのであれば、新たに用地を求め新たな施設を整備する建設事業費、採算が見込めない経営、維持管理に要する費用などから、公費を投じて拙速な施設整備はリスクが大きいものと判断しております。

2点目の処理施設を備えた飲食店の開業予定の進捗状況はについてであります。開業に向けて前向きなお考えであり、併せて多賀町がんばる商店応援補助金の交付要件を満たすように取り組んでおられます。

3点目の農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金にある処理加工施設、国産ジビエ認証制度、ジビエハンター育成研修制度などの支援制度についての認識を趣旨とするご質問については、交付金制度については、毎年、近畿農政局滋賀県拠点と連携し、必要に応じてレクチャーを受けており、認識とのご質問に対しては程度の如何もございますので、承知しているとお答えさせていただきます。

一問一答としての答弁は以上でございますが、お許しを頂き総体的に答弁をさせていただきますと、この度のご質問は、国の交付金制度を活用し、ジビエの食肉利用等の施設整備を行い、またこの施設整備においては国産ジビエ認証制度を取得できるハイクラスとし、ほかにジビエ料理の素材として利用できる捕獲技術を取得するジビエハンターの育成や、品質が保証されたジビエ料理の開発と販売などの循環システムを構築することで、獣害対策の強化につなげるお考えからのものと推察いたします。

議員が着眼されたとおり、地域資源の有効活用は大変魅力的なものではございますが、1点目のご質問でお答えしたとおり、施設整備には課題とリスクがあり、その前段として循環システムに関わる方がおられるのか、主体もしくは協働していただける方がおられるのか、機運の醸成が不可欠であり、かつ先行するものと考えております。

また、現在、多賀町がんばる商店応援補助金を活用して、ジビエの加工と店構えを整えようとしている方がおられます。拙速に公費をもっての施設整備、公費での維持管理ではなく、民間活力によって目に見える姿が形成されることで関心が高まり、機運が醸成されるものと考えておりますので、町行政としては小さいながらもジビエの循環システムが構築され、獣害対策の一助となっていただけるように、まずはこの方たちとの連携を大切にしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願ひいたします。

議員ご質問の獣害対策の一環としてのジビエ商品の可能性についての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。2問目の質問に対する答えなんですが、私が聞き及ぶところによると2か所ともあまりうまくいってないと、頓挫しているようなことを聞いております。この獣害被害防止総合対策交付金ですが、令和7年度予算99億円、令和6年度の補正予算で53億円とあり、市町村に対する特別交付税措置では駆除等経費には交付率80%、広報費、調査研究費では、交付率50%とあります。国産ジビエ認定制度でも、承認された食肉処理施設も全国31あり、近くでは京丹波、宮津にもあります。その内容というか、見てますと、移動式解体処理車とか可搬式ジビエ処理施設なども掲載されており、一見の価値がありますが、このような交付金を利用するに当たってはどのような組合アドバイスをしていただけるのでしょうか。国の交付金の請求とか交付まで持っていくには民間だけでは大変なことだと思いますが、多賀町として何かサポート、アドバイスをしていただけるようなあればないでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） お答えさせていただきます。

がんばる商店の方の進捗状況につきましては個別案件のことでございますが、前向きに取り組まれているということでご理解の方お願いいたします。

ご質問のサポート体制というお話でございますが、今、議員のご質問のとおり、この交付金を活用するには、まず地域協議会を立ち上げることとなります。先ほどの民間と地域協議会、こちら当然変わるものでございますし、この地域協議会を立ち上げてジビエの活用という話をご質問の趣旨ではございますけども、先ほど答弁させていただいたとおり、まずはそれに携わる方たちの機運の醸成が先というところで、今、考えはないところでございます。仮にそのような機運の醸成がされてという形になれば、当然、この交付金の活用も考えていく必要はございますけども、今の段階ではそのような考えはないところでございます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。ちょっと話は変わるかもわからないんですけど、大滝地区の酒屋をリノベーションしてリキュールの製造販売するという事業に対しては、同じくこれ農水省の山村活性化支援交付金が申請されて交付にまで至ってい

ると聞いておりますけど、これは企画課が主体でアドバイスと思って行われていたのか、大滝地区のその団体、そこが主体で交付の手続きまで持っていたのか、その辺どういう、企画課が関わってこられてこの交付までに至ったのか、いい成功例やと思いますんで教えていただければありがたいです。

○議長（菅森照雄君） 本題とちょっとずれていますので。

○3番（大谷重温君） 駄目ですか。

○議長（菅森照雄君） 駄目というよりも、今、この通告書の内容と違いますので。

○3番（大谷重温君） 農水省の関連の話なんで同じかなと思って、ちょっとアドバイス的に答えていただければと思いましたんで、いかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

今ほども申し上げられました交付金でございますが、話を持ってきていただきましたのはNPO法人のおおたき里づくりネットワーク、こちらからお話を頂いております。我々も協力隊をそちらの方へ派遣させていただいている関係もございますので、農水省の方にお話を伺いに行くときには企画課の職員も同行はさせていただきましたが、基本的には申請も含めNPO法人が申請者になっておりますので、役場としましては予算含め何も関与していないという形で、お話だけを一緒に聞きに行っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 私の方からもお答えさせていただきます。

先ほどのNPO法人、先ほど私が申し上げましたのは、このジビエを活用とする事業を興すとしても、それに関わる属人、当然、ジビエの素材を搬入していただく方、またそれを販売される方という属人の方が定まっておりません。NPO法人の方につきましては、その事業の主体者がおられるということで事業が進んでいるものとご理解いただきたいです。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。そうすると、そのNPO法人なり何なりを立ち上げて申請をしていくそのアドバイスは、産業環境課の方でしていただけるということでしょうか。それと、産業環境課だけで地域おこし協力隊の募集が始まったと思うんですけど、この地域おこし協力隊を利用することも可能なのかどうなのかどうかお尋ねいたします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 2点目のご質問とお伺いします。

まずアドバイスという話でございますけども、先ほど若干触れさせていただきましたが、このジビエの関係、国の交付金を活用しようとすると、地域協議会という形の組織の中で進めていくこととなります。この中には、当然、今のジビエの循環というお話で

あれば、実際に素材を提供していただく獣友会になろうかと思ひますけども、その提供される方、またそれを調理、加工、当然、その中ではその食品の品質管理をしていただく方、またそこになおかつ次に販売していただくような方の人たちをそろえていくことになりますけども、今そのような方たちが一体になられるような機運はございませんので、今のところはないでございます。

2点目の地域おこし協力隊、現在、公募を始めましたのは、観光振興を目的とする地域おこし協力隊でございます。若干遅れておりますけども、令和7年度に獣害対策等の農福連携等々を目的とする地域おこし協力隊を予算でお認めいただいているところでございますが、今、このジビエについての地域おこし協力隊という考えはないところでございます。地域おこし協力隊につきましては以前からもいろいろとご意見を頂いておりますが、目的を持った地域おこし協力隊を委嘱するという考え方でございますので、今の段階ではございません。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。やはり、このジビエ、食肉を加工するというのは個人では大変難しい問題やと思ひますんで、適切なというか、協力をお願いいたします。それでは、これで1問目終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして2つ目、絵馬通りで昨年10月に起こったボラードの破損事故のその後について質問いたします。

3月定例会の一般質問で、絵馬通りのボラードの破損事故についてお尋ねしました。その時の回答では5月中には完成予定とのことでしたが、いまだに修復されておりません。そこで、再度お尋ねいたします。

1、いつ頃修復出来る予定ですか。

2、ボラード設置以来、度々の損傷事故が多く、ボラードが無傷の状況になったことがないのですが、事故箇所の修復に、同じ素材での復旧に多額の予算が必要ならば、安価な素材を使うことは考えられないのか。

3番目、絵馬通り活性化委員会など地元住民の意見は把握しておられますでしょうか。

以上、お願ひいたします。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 大谷議員の2番目の絵馬通りでの昨年10月に起こったボラードの破損事故のその後についてのご質問にお答えいたします。

1点目のいつ頃修復できる予定についてですが、被害を受けたボラード、ベンチ等は、特注品として制作会社から依頼を受けた職員により作られた製品であることから、保険会社や制作会社へ完成時期について確認したところ、おおよそ5月以降となる見込みであると3月議会で答弁いたしましたが、その後、保険会社によると、制作会社からの見積金額を保険対応できる適正な価格であるか調査および査定に時間を要したことから、

いまだに復旧ができない状況であります。

現時点の状況ですが、この8月中旬ぐらいに保険会社から製作会社にボラードの作成の発注の依頼がなされております。また、製品が完了するのは、最短でも3か月から4か月を要すると伺っております。その後、保険会社の依頼を受けた業者が設置工事を実施して復旧工事の完了となります。完成時期は来年の1月末頃となる見込みであります。

2点目の事故箇所の復旧に、同じ素材での復旧に高額の予算が必要なら安価な素材を使うことは考えられないかにつきましては、絵馬通りの工事着手前には、地元多賀区をはじめ絵馬通りの活性化を考える会、杜ノ実など、いろいろな方と調整し、現状の絵馬通りが完成したものと認識しております。したがいまして、現況事故箇所は保険対応であるため、現状復旧が大原則と考えております。

3点目の絵馬通り活性化委員会などの地域住民の意見は把握しているのかにつきましては、昨年10月に起こったボラード破損の大きな事故は、皆さんの思いを踏みにじる無謀な運転によるものであり、保険対応であるものの復旧が遅れていることについては大変申し訳ない気持ちです。一日でも早く現地を復旧できるよう、保険会社や製作会社に働きかけてまいります。

多賀絵馬通り線は、商店街のにぎわいを取り戻し人にやさしい道づくりを掲げて整備した道路となっております。いわゆるハード事業は完成しており、今後はソフト事業を進めてもらう段階であると認識しております、通り沿いの空き地や空き店舗などを利活用しながらいろいろな活性化策を、絵馬通りの活性化を考える会において、委員の皆さんとより良い通りとなるように進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。今、ボラードの損傷状況、どんだけまともに立っててどんだけ損傷してるという箇所の把握はされておりますでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

7月7日に第1回の絵馬通りの活性化を考える会がございました。その中で出ました数について申し上げます。委員長の方から、全60か所のボラードのうち正常にライトが点灯するのが36か所、破損したボラードが景観を損ねていると試験的に設置したボラードの数につきましては、現在、ライトの話もしましたけども、破損したボラードもあるということで、数につきましては今現在、把握はしておりませんけども、球の電球が切れた部分のみを今、把握していることでございます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。こちらで調べていただいたところ、角形のボラード、あれが55か所あって、そのうち正常なのが36か所、ベンチ型ボラード14か所、そのうち正常なものは11か所、ポール10か所に対して正常なものが6か

所という結果を頂いております。このように、まともな状態で存在したことが設置以来ないのが現状であります。絵馬通りの安全確保のためにクランクを設けて車がスピードを上げない取組を否定するものではありませんが、こういう見にくい状態が続いております。絵馬通り活性化委員会でも度々議論されておりますが、角形ボラード1本に30万円、40万円のお金がかかって、お金がない、予算がないという質問で終わっております。前回の質問でも、アルミの特注品ではなくて、例えば商工会技能部に依頼して木製の安価な素材に変えていけばという問い合わせに対しても、一向に前に進むようなことがないように思われております。多賀区のいろいろな人から、「みっともない」、「何とかならんのか」、「直せないんなら取ってしもうたらどうや」と、そんな声も聞かれております。早急に安価なものでまともにボラードを立て、維持してもらえるような対策は打てませんでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） この質問は、今ほど大谷議員の方からもございましたように、3月の一般質問での再質問の中でもございました。一定こちらの方も説明はさせてもらってご理解いただいているものと認識しておりますけども、平成26年度から令和2年にかけて約2年間、それまでも長い年月かかっておりますけども、多賀町にとって、また多賀区民、そして門前町の通りの皆さんにとって、念願の道路整備ができるものと認識しております。その費用につきましても、事業費で約5億円を超すような事業費を遣っております。それを、ボラードの補修も含め、その他関連する諸々、いろいろな必要な修理もありますけども、多額の費用をかけている事業を展開していることもご理解いただきたいというふうには前回の答えで回答していますけども、やはり安価な素材を使って直すより、統一感のある美しい街並みの創出のため、今あるボラード、ベンチを生かしながら活用していくのが、今後必要なことだと認識はしております。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。角形のボラードを1基直すのに30万円、40万円かかるわけですね。これ今、十何か所のボラードを、それアルミ素材で直そうとしたら、それだけでいくらかかりますか。そういう予算でできるんですか。できるというよりも、その、別に同じ素材で同じように立て直さないといけないということはないと思うんですけど、柔軟なというか、そういう対策はできないんでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

前回3月の一般質問のときの再質問での答弁された内容になりますけども、現在、ボラードの80cmという高さにつきまして、プラス40cmの金属製のボラードを2基設置しております。その評価自身の、実際それで対応していくのか、公表いうんですか、検証もできていないというような内容もございました。今後、現在80cm、ベンチはもう少し低い45cmなんですけども、一番奥の80cmというのが車から見て死角になってい

くといった部分で、あと 80 cm を 40 cm プラスして 1m20 cm になると、車からも見やすくて当たりにくいとか、そういう活性化の中での話は聞いており、そういう話も含めまして、今後、話合いをしていくようなこととなっているものでございます。

なお、道路整備、ハード整備を、今、事故のことばかりを先におっしゃいますけども、やはり同時並行でソフト面、その通りをどうやって一緒に、一番初めから言いますともう 10 年以上経っておりますけども、コロナで 2、3 年は開催もできておりませんけど、あの一体的なボラードの処理も含めて、ソフト面をどうしていくかといったことをもう少し議論していくべきではないかと、事故が起こるのは皆さん気をつけてやっていかなければなければならないとは思っております。もっと注意喚起して、ゾーン 30 ですので、通られる皆さんにもっと周知したり、走りにくい道をというようなことも聞いておりますし、出来上がった道はスピードも落ちたといったふうな声も聞いております。今後は事故の修復も含めて、ソフト面のその道を生かしつつ、委員の皆さんと進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 私からも答えさせていただきます。

あの絵馬通りの整備、人にやさしい道づくり、もう 10 年近くになろうかと思っております。あそこの整備をした、一番整備をした理由ですけど、やっぱり多賀区として長年の、普通のアスファルト舗装より工夫をした道路整備をしてほしい、そして多賀区として多賀大社の門前町としてふさわしいような道路、多賀区が誇りとするような道路整備いうことが、一番大きな皆さんの要望であったと思ってます。その上で、あの道路が絵馬通り、そして多賀大社、そして多賀区の人が来ていただけるような活性化につながることが大の目的であったと思っております。その上からすると、多賀区の皆さんの長年の要望を叶えた取組であったと思っております。10 年近く経過しましたので、やはりそろそろボラードを含めたこの改善が必要かどうかということを、絵馬通りの活性化、絵馬活で皆さんで議論してもらう必要もあるんかなと思っております。

そしてもう一つ、あそこ 30 km 規制やと思ってます。そして、あのくらいの凹凸はありますけど、譲り合いの気持ちがあつたら 30 km で通行して、お互い譲り合いの気持ちがあつたら当たったりするようなことはないんかなと思ってます。今の中山道の道路改修工事、もう終わりましたけど、電柱が何か所も道の中にとがった状態であります。これが 5 か所でありますわ。これもあんな中山道のところで結構皆飛ばしていかはるけど、ああいうことがあることによってお互いスピードを緩めてお互いが譲り合う、そしてそんなに私、事故もあそこであまり見たこともありませんし聞いたこともないんですけど、やっぱりお互い譲り合う、そして規則を守る、そういう啓発がもっと必要であるんかなと思っております。それで、またあのボラードを活用して、祭りのときなんかあそこに座って何かものを食べたりしておる姿もありますし、大分、土日は多賀大社前駅からお参りに行かれる方も増えてきつつあると思いますので、やっぱりそういうようなことも

含めて絵馬活でどのような改善していったら良いかということをしっかりといろいろと皆さんで、私もその中に入らせていただきますので、議論して、より良い絵馬通りになるような取組を進めていっていただければありがたいと思っております。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。ああいうクランクができる、譲り合うというシステム自体は素晴らしいことやと思ってます。ただ、このボラードがあんだけ事故が起こって曲がってる、当て逃げが多い。さっき飯尾課長がおっしゃってたように、80cmのアルミを見えやすいように120cmの鉄製にするというような話は、私、区長してた頃ですから、もう4、5年前に上がってた話やと思います。そこに藤本課長もいらっしゃいますけど、当時、藤本課長が担当で行われてた話やと思いますが、それから何も進んでないというのが現状です。絵馬通り活性化委員会も、これ開催はどちら、多賀町の主体で開催されるものなのか、これがちょっと私もよく理解できてないんですが、私が区長をやってた頃にはもう定期的に年4回ぐらい開催されてたと思うんですけど、その辺は絵馬通り活性化委員会についての見識をお答え願えますでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） まずははじめにボラード、もう大谷議員、何回もしつこう話していただいてますので、こっちも答弁で答えてますのでよく分かったんですけど、ボラード、当たる、修繕する、そのことも大事やと思うんですけど、やっぱり広い範囲で、コロナ以降のこの門前町の活性化はどうするんかと、そしてあの遠藤邸の跡のあそこをどういうふうに活用していくんか、どんなイベントを打っていくんか、やっぱりこういうことも含めて、ボラードだけのことも大事ですけど、せっかくあのような多賀区であそこを買っていただいたんですし、そしてあそこの道路も改修して、やっぱりあれから何か絵馬通りでも、多賀町も行政も協力しながら、そのような人が集まるような催しをするなり、ああいうような生かすような取組も、コロナ以前もそういう取組がありました。コロナ以降、コロナによってそういう取組が消されましたので。石ころあかりもそうですし、コロナがなかつたら今も続いているかもわかりません。あのコロナによって、あのだけのせいにしたらあきませんけど、あれによってイベントがぼしやりました。やっぱりいま一度、せっかく遠藤邸も買っていただいたんですので、皆さんでの周辺を盛り上げる、駅前の取組をもっとやっていく、そういうことをもっと考えていくほうが、ボラードのことも大事ですけど、そういうことを考えていただきたいなと思ってます。それで、絵馬通り活性化委員会、今年、多分、第1回目開催したと思います。これからこうやって前向きに意欲的に盛り上げていこうというふうな活動になるように、企画の方で2回、3回とやっていくと思いますので、期待していただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。絵馬通り活性化委員会、別にそのボラードのことだけやってるわけではないんで、大きくは、だからどういうふうにしてあのま

ち通りを活性化していくというのを考える会だと認識はしております。定期的に開催していただきたいというのもありますし、例えば町長とか地元議員も一堂に参加できる形式をつくっていただけるのであれば、もう少し前に向いたような形になりやすいのではないかと認識しております。何せ、より良い状態にしたいということが表にありますんで、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で終わらせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 次に、9番、神細工宗宏議員の質問を許します。

9番、神細工宗宏議員。

[9番議員 神細工宗宏君 登壇]

○9番（神細工宗宏君） 議席ナンバー9番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして1点質問をさせていただきます。

空き家を活用した「ふるさとワーキングホリデー事業」についてです。

今年からの取組である「ふるさとワーキングホリデー事業」は、私の公約を前に進められる事業と期待しているところです。事業主体は特定非営利活動法人おおたき里づくりネットワークや認定NPO法人Cloud JAPANですが、町が委託した事業として質問します。

ふるさとワーキングホリデーは、総務省が主催する関係人口創出事業です。この事業は、多賀町大滝地区での人口減少、空き家増加という課題が進む一方で、多賀町の豊かな自然と歴史文化が色濃く残る里山資源が潜在的な魅力として、地域と都市をつなぐ関係人口の裾野を広げ、両者の知見を掛け合わせることで、短期滞在から長期的な関わりへとつなげる仕組みに取り組んでいただいていると考えております。

具体的には、今年の9月16日から9月29日までの14日間、参加費1万円で5名を選定して行う事業と把握しています。募集は18歳以上で、全日程参加が条件だったと思います。8月19日締切りで行われておりましたので、もう既に締切りは終わっていると思います。

この事業は、私が調べた限り、7月19日の現状ですが、全国的に218自治体が計画されていました。非常に競争率の激しい取組と私は感じましたが、質問の1問目は、応募総数が何名あったかをお尋ねいたします。差支えない範囲でお答えください。

また、多賀町では空き家を活用したふるさとワーキングホリデー事業が展開されています。空き家バンクの登録数を見ていると、軒数は以前と比べ多くなってきています。そして、商談中の数も増えてきていると評価していますが、登録、購入を戸惑っておられる中の多くは、家財道具の処分だと考えております。以前も要望しましたが、多くの自治体が取り組んでおられる家財道具の処分補助金が必要と考えますが、いかがでしょうか。以上、2点質問いたします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

[企画課長 藤本一之君 登壇]

○企画課長（藤本一之君） 神細工議員の空き家を活用したふるさとワーキングホリデー事業についてお答えいたします。

1つ目のご質問、ふるさとワーキングホリデー事業の応募総数につきましては、多賀町初の取組となる今回の参加者募集において、定員5名のところ10名の希望がございました。今回は受入れ側につきましても初めての試みであることから、おおたき里づくりネットワークのメンバーも慎重に準備作業を進めていただいております。本年度は残り2回の開催を予定していることから、今回の結果を以降の開催に生かし、より充実したプログラムにレベルアップしていくことを期待しているところです。

2つ目のご質問、空き家の家財道具の処分補助金についてですが、令和8年度より新たな多賀町空家等対策計画を実施する予定であり、その計画に基づきまして、令和9年度では空き家実態調査を計画しております。今回の実態調査は業者委託により基準の一括化を図り、詳細な実態把握に取り組みたいと考えております。同時に議員ご指摘の補助金等の助成制度に対するニーズ調査を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございました。募集総数10名ということで、初めての取組ということもありますし、先着順で締切るようなことも書いてあったので、この10名がもっと増える可能性もあったのかなというふうに思いますけども、多賀町としてこのワーキングホリデーの取組に対して、この応募総数についてはどのように考えておられるかお願いします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

私も初めての取組でして、N P O 法人の体制も含めまして5人という定員はほぼほぼいっぱいいっぱいの状況かなというふうには思っておりましたので、あまり多くの応募数がありますと、非常にまたお断りした方が次回に再度応募していただけるかというのも心配はされたところですが、10名というふうにお聞きしております、まだまだ周知の点では浸透していないこともあるのかもわからないんですけど、1回目としてはこれぐらいで良かったのではないかなと思っております。ただ、この1回目の状況をまたインスタグラム等で情報発信していく、多賀町でもこのような取組をしているということを2回目に向けてアピールすることで、もしかすると応募者は格段に増えてくる可能性はあるのかなと思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。先ほども言いましたけども、先着順で締切るというような文言もあったんで、もしかしたらもっと多くの方が来られたのかも

しませんけども、先ほど課長が言われたように、断るということも多賀町の印象というか、そういうものを考えると妥当かなというふうに考えております。先ほど、全国で218自治体が計画されてると言いましたが、訂正させていただきます。この活動は2017年1月から始まった活動で、私が示したのは累計の数値のようでした。実際に今回2025年度の募集は80自治体で、応募資格から考えると若い世代をターゲットにして、滋賀県では多賀町のみのエントリーで、あと兵庫が1件と奈良1件と近畿地方で3件が計画されておりました。令和4年度に滋賀県が実施した調査によると、転入者が3万8,911人、転出者が3万6,530人と、転入者が上回っています。総務省主催のふるさとワーキングホリデー企画ではありますが、多賀町のホームページでの紹介や総務省の関連サイトへのリンクはなかったと思います。町の委託事業ですが、おおたき里づくりネットワークと認定NPO法人Cloud JAPANでは、素晴らしい表現で多賀町を紹介してくれています。企画課関係の職員はご覧になったと思いますが、募集ページの見出しでは、「本当のわたしで、日々の幸せを見つけにいく」とあります。次に、「はじめまして本当のわたし」というポエムっぽい導入で、自分を知る、そして次に多賀町が紹介されていますが、多賀の自然の豊かさ、伝統文化に関することが書かれております。そして、「多賀町ってどんな町？」から始まり、「就労先について」、そして「滞在先はこちら」と豊富な写真と説明や解説、滞在先では樋田のシェアハウスの写真と間取り、共同生活になることが書かれています。そして、「過ごし方について」、また「スケジュール（例）」、「多賀滞在記」などとともにアットホームな雰囲気の写真を添え、「本当のわたしで、日々の幸せを見つけにいく」という、こちらもポエムっぽい文章で締めくくられております。そして、スタッフ紹介と非常に興味をそそる構成になっています。多賀町の住民が見てもとても素敵な案内だと思います。

また、昨日、町長も言っておられましたが、2025年住みたいまちランキング5位に選ばれました。多賀町のホームページにふるさとワーキングホリデーのリンク等を載せなかった理由をお聞かせください。また、住みたいまちランキング5位に選ばれたことなど、なぜアピールしないかを伺います。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

少し聞き取りにくかった点もあったんですが、多賀町が住みやすいまちランキング上位になったことについてのアピールが足らないということで解釈をさせていただいたんですが、確かにまだまだこれだけの成績を頂きながらアピールが足らないというふうに感じていただいているという部分につきましては、私どもの力不足ではないかなというふうに反省はいたします。機会があるごとに、具体的に申しますと、今回、工業団地に企業様が新たに入っていただくことになりましたが、そういう企業を含め、新たな企業にもアピールする場がありますが、そういうケースでも町長の口からそのようなことをお話しをさせていただくと、非常に驚いて感心していただくこともございます。お話を

させていただく機会がありましたら、我々としてはそのような具体的にお話をさせていただいているところですが、一般の方向けのアピールにつきましてはもう少し足りないということでございますので、今後また強化させていただきたいとは思っております。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 神細工議員はアピールが必要やと言われましたが、やはり地道にこつこつ時間かけてやってきたことがこういう評価につながることであって、やっぱり謙虚な気持ちで町民の皆さんへの期待に応えられるよう、住み良いまちに毎年毎年こうやってやっていくのがそういうようなことにつながるだけであって、あんまり過度にこれをPR、宣伝すべきではないと。やはりそれは皆さんのが感じていただけると思いますので、しっかり地道にみんなで力を合わせて、住民の皆さん力を合わせて良いまちにしていくように、やっぱりみんなが一緒にならんと良いまちになりませんわ。議員やら、うちの職員やら、そして議員の皆さんとも、ばらばらやつたら良いまちと言われませんので、まずそこからのスタートやと思ってます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） 住み良いまちランキング5位というのはあまりアピールしすぎるのも良くないんではないかという町長のご意見でした。

もう一つ聞いたのは、ワーキングホリデー自体が総務省主体の事業であって、しかも委託する業務ではありますが、こういう活動をしてるというのは多賀町民にも知らせるべきことだと思うので、そのワーキングホリデー事業について何も載ってなかつたので、その点、お聞きいたします。

○議長（菅森照雄君） 質問者、答弁者、簡潔にお願いします。

藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

すいません。短めにお答えさせていただきます。第1回目ということで、今回のワーキングホリデーの状況、このようなものを写真等で広報に載せたいと思っております。まだ多賀町での取組が初めてということで何も資料がないもので、本当は広報に載せたかったんですけど、この1回目の結果をもっと広報なりインスタグラムに載せて皆さんに見ていただけるようにと思っておりますので、今後ご期待いただければと思います。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。初めての事業で、資料も何も全部そろわなかつたということで理解しております。今回の目的は、滞在中、地域住民との交流や学びの場として、地域の魅力、特色を生かしたその地域ならではのプログラムを参加者に提供することだと思っております。就労については多賀町の住民にも関わることであり、多くの町民にこの目的が分かっていただいて成功する企画ではないかと思っております。今回、地域住民の理解と協力が必要な企画だと私は思っていますが、多賀町民の多くが今回の企画を理解していただくことが、このワーキングホリデーが成功する重

要な要素ではないかと私は思っております。その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

私も議員おっしゃるとおりだと思っております。今回、第1回目に就労先として手を挙げていただいている企業は、どちらかといいますとスタッフ、NPOの関係者で何とか確保している状況です。といいますのは、先ほども申し上げました就労先につきましてもアピールをして、こんな取組を多賀町でやっているのでご協力いただけませんかというふうに営業をしていきたいんですが、やはりまだ1回もやってないものにつきましてはなかなかご理解していただけないのかなという思いもありまして、2回目、3回目は新たな就労先、大滝に限らず全多賀町と考えておりますので、そこら辺もどんどん広げていきたいと思っておりますので、まず1回目を参考にしていただくということを我々としては重要視したいなど、それが一番分かってもらいやすいのかなと思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。今回初めてなので、最初の答弁でもありましたけども、今回のことについて次回目、3回目に生かしていきたいと、情報も発信していくということもありましたので、その言葉に期待しております。それで1問目終わらせていただきます。

空き家の家具の処分についてですけども、令和9年に実態調査を行うという話でしたけども、各区長にお願いして、何年前やったか、3、4年前に実態調査というかしたと思うんですけども、あの調査はどうなったんですか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問でございますが、前回、実態調査は令和4年度に実施しております。そのときには、今、議員おっしゃったように、各区長に集落内の空き家の状況についてご報告を頂いた、その際に3つの段階に分けて状態を選別していただいてご報告いただいたというのが前回の実態調査です。そのときの判断基準というのは、こちらの方でも示させていただいているものの、それぞれの区長の判断でご報告いただいてます。ですので、基準がなかなか統一感がないというのと、やはり区長にお願いできる範囲というのも、やはり技術的な部分もそんな求められないと思いますので、今回実態調査につきましては、先ほど最初の答弁で申し上げましたように、業者委託で考えております。1つの業者に多賀町内の集落を調査していただくという形で基準の統一化を図りたいというのと、調査内容につきましてももう少し詳しく調査をして実態把握に努めたいと思っておりますので、前回の調査から約3年経っておりますので、その間につきまして空き家が増えたりということは十分あります。ですので、前回の調査のときには変化がありましたら定期的に報告を頂きたいというふうに説明してい

たようですが、そのような更新の記録があまりございませんので、やはりきちつとした調査をこのタイミングでもう1回させていただいた上で、次の計画に入っていきたいと思って実態調査をする予定にしております。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。前回の調査は区長を通して一定の基準というものは示したけども、同じ土俵の上では調整できてなかったということで、令和9年度には業者の方で一定の基準を基に再調査するということですけども、これは令和9年度中に全て終わらす予定でしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

一刻一刻と変化があると思われますので、あまり年数を空けるとデータがまた整合性が難しくなりますので、できましたら1年で終わらせていただくというのが一番理想的かなとは思っております。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。令和9年度以内に終わらす計画ということで理解いたしました。よろしくお願ひしたいと思います。空き家、空き地バンクの登録数は一時期と比べれば増えていますし、直近では空き家5件と空き地2件だと思いますが、そのうち2件の空き家が商談中となっておりました。この空き家バンク制度ができたときから現在までの登録述べ件数と、今まで商談の成立した数を、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

記録で残っておりますのは、平成27年以降のデータが残っております。これまでに累計の登録件数ですが、46の件数になっております。その中で、今年も含めまして成約といいますか契約に至った件数ですが、22件という数になっておりまして、半数近くは契約という形になっている状況です。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。46件で成約が22件ということでした。半分近くが成約されているということでした。私、議員になってからよくずっと見てたんですけど、46件以上あったような気もするんですけど、多分、課長の調べていただいたのが正確だと思いますけども、今言ったように、議員になってから何度も見てきました。家財道具がそのまま写っている物件は、見た目も印象も良くないと私は思います。また、屋内の写真はなく外観だけの写真の物件もあります。あくまでも憶測ですが、屋内には家財道具があるので外観だけの写真なのかなと思ってしまいます。売る方が家財道具を始末するか、買われる方が始末するかはこれはどちらでも良いとは思いますが、令和9年度の調査が済んだときに併せて検討されるのかもしれませんけども、こ

こでもう一度家財道具の処分補助金についての要望を出したいと思います。それに対して答弁をお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

以前にも神細工議員の方から、今回おっしゃられております家財道具の処分の補助金が必要ではないかということはお伺いをいたしました。あくまで個人の資産への補助金ということもありますので、先ほど申しました実態調査の中で、本当にどれぐらいのニーズがあるのかというのを把握した上で、補助金の設立が必要性があるかどうかを判断したいと思いますし、議員おっしゃられたように、先進地の状況は本当にこの家財道具の補助金制度が、悪い言い方をしますと悪用されたケースとかがないのか、個人の資産の処分のためだけに使われたということにならないのかどうかというような部分もしっかりと調べておく必要があるかなと思いますので、令和9年に実態調査をと言っておりまして、まだ2年も先の話をしておりますが、その間にはそういう先進地の事例をしっかりと調べて制度の設立を考えたいと思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。多賀町のニーズも聞いた上で、今後、家財道具の処分の補助金についても検討していきたいということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、現在残っている空き家物件ですけども、かなり程度のいいのはどんどん売れていいっている、成約されていいっていると思うんです。今残っている物件で、家自体はそこそこ程度のいいものであっても、下水道が屋内まで引き込まれている物件は極めて稀だと考えています。そのような、家の程度はいいんですけども水回りなどがリフォームされていない、キッチン、お風呂、トイレといった坪単価の非常に高い部分をリニューアルしなければ住めない状態です。リフォーム補助金はありますが、1割ぐらいしかないのかなというふうに思っております。多賀町に移住を考えてくださる方が今回のふるさとワーキングホリデー事業で増える可能性が高いと考えますし、そうなるように願っております。リフォーム補助金の増額の考えというのがあるかないかをお伺いいたします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） 現在、制度として先ほどおっしゃっていました住宅リフォームの補助以外でといいますと、企画課の方で所管しております空き家改修費補助金というのがございまして、空き家・空き地バンクを介して購入された物件に対して上限50万円、これは若者世帯となりますと100万円までの上限ということで補助をさせていただく制度がございます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。今の制度については理解した上で質問

させていただいておりまして、やはり普通に水回り全部やると1,000万円近くかかるんではないかと思っております。それに対して、多賀町に住みたいと思っておられる方に、その家を買ってその多額のリフォーム代を払っていただく、その補助金に対して現在の補助金では少ないんではないかと私は考えております。その点、お願いいいたします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

確かに水回り、下水が完備されてない場合に水回りを触りかけますと、この程度の補助金ではというのは物足りないというのも分からなくはないものでございますが、1つには、この空き家バンクで購入される物件というのは、非常に一般の中古住宅とは比べものにならないぐらいバンクの中に表示されてる金額では安い金額になります。実際購入契約に至った段階での金額は、我々承知するところではなくて知らされてないので、あくまでバンクの中での表示金額としか我々は認識しておりませんが、その分安いということも1つはあるかと思います。ですので、なかなか先ほど申しました個人資産というものに対する補助ですので、どこまでというのは難しいところはあるかと思いますが、おっしゃるように多賀町に移住していただく方のためということを申されますと、非常に我々も検討していかなければという気持ちにもなります。今後また議会の方でも議論を頂くかと思いますが、我々もいろいろよその事例も含めて検討はさせていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。移住をしてくださる方に対して、できるだけハードルは下げて移住しやすい町にしていっていただきたいと思いますので、検討よろしくお願いいいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩をします。

議場の時計で11時10分に再開いたします。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、5番、木下茂樹議員の質問を許します。

5番、木下茂樹議員。

〔5番議員 木下茂樹君 登壇〕

○5番（木下茂樹君） 5番、木下茂樹です。議長の許可を頂きましたので、大きく2点の質問をさせていただきます。

まず1点目、農業機械購入支援の継続を。

米生産において、長年にわたる生産調整と低米価政策、休暇なしの極寒・酷暑の長時間労働などから生産意欲は低減し、後継者はできず、高齢化の進行で廃農、離農が進行してきました。当町のような中山間地は、より顕著です。

政府の米の需要と供給量の見誤りから、米在庫量の不足で価格高騰を招き、政府備蓄米の放出となりましたが、農業の根本的な問題の解決には至っておりません。温暖化による高温障害などと、ウクライナ侵攻以降の肥料、農薬、燃料油などの高騰も重なり、米生産農家はコストアップが重なっても米価に価格転嫁できず、経営状況は非常に厳しい状況が続いております。肥料、農薬、燃料油などの価格高騰で、町内生産者には補助金の支給となりましたが、農業経営で経費の大きなウエイトを占めるのが農業機械費であります。農業機械展示会に行きますと、単位が違うのではないかと思われるような高額になっております。農業機械は7年間で減価償却となります。多くの機械類も必要であり、農業コストで農業用機械の購入費が群を抜いて高い状況にあります。

令和3年度より多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金交付要項を、他市町に先駆け、地域の集落営農組織、中核会社組織、担い手に、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糞摺り機の購入に補助金の交付システムが発足となりました。この制度では、高額な農業機械で、最低限必要な生産手段の機器購入になります。

本町が置かれている中山間地農業の維持と後継者支援で、地域の集落営農組織、中核会社組織、担い手にはこの上ない制度で恩恵を享受していますが、本年度で5か年単位が終了となります。私は、令和6年9月議会において、生産手段としての農業機械だけではなく、品質向上、省力化に向けた対象機種拡大を提案しました。ぜひとも拡充を願いたいところでございます。

本町の基幹産業であり、町民の食の安全保障、安心力、学校給食で地元産の安定供給、食育のためや、また本町農業が置かれている中山間地でのハンディキャップの側面支援、地域社会の維持のために、農業後継者に安定的な生産を促し、農業継続にはなくてはならない施策であり、継続していくかなくてはならない必要性もあります。5か年の制度利用状況は、年度ごとの申請件数に波があり、皆減の年度もあったことから、本町予算の計画性からも平準化が必要と思われます。また、担い手個人では、補助金が税制上で所得になることから、税負担、国民健康保険の利用負担増額につながる一面もあり、改善点も必要と思われます。

その上で、確認のためにも以下を問います。

1点目、8年度以降も補助金制度の支援継続を。

2点目、補助金の交付年の平準化は。

3点目、申請、交付での問題点は。

4点目、補助金の税制制度上の工夫は。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 木下議員のご質問、農業機械購入支援の継続をについてお答えいたします。

1点目の8年度以降も補助金制度の支援継続をについてでありますと、議員ご質問要旨にありますとおり、令和3年度より施行しております本補助金制度、多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金交付要項、別表第1にある5か年で200万円の定めにより、令和3年度にご支援をさせていただいた方の5か年目が令和7年度となります。この間、24件のご支援を行い、ご支援をさせていただいた全ての方が地域農業の継続、持続にご尽力を頂き、行政施策としては効果の高い事業だったと認識しております。

議員ご質問の本補助金制度の継続の如何については、効果の高い事業であること、また今般の令和の米騒動のこともありますと、いまだに農業経営は厳しく、ほかにも国において今後、水稻の増産が打ち出され、米価格の流動が不透明である現状から、継続してのご支援は必要と考えております。今後、制度設計の検証を行いつつ、令和8年度当初予算として計上させていただき、議会のご承認を頂けるように進めてまいります。

2点目の補助金の交付年の平準化はについてでありますと、この5年間では令和3年度7件、額1,400万円、令和4年度10件、額1,790万円、令和5年度4件、額800万円、令和6年度0件、令和7年度3件、額600万円の見込みであり、流動的な執行がありました。

議員ご質問の平準化については、財政面からの当然のご意見ではありますと、本補助金制度は補助率は設けず定額とし上限200万円としており、超過する額、経営面での自己資金の準備、現在保有されている機械の耐用年数や状況が異なることなど一律でないこと、ほかにも計画的な更新をお考えであっても、突然の故障により耕作、実働への支障なども考慮しますと、平準化として縛りをかけることは農業者を支援する趣旨に沿わないものと考えます。

3点目の申請・交付での問題点はについてでありますと、特段の問題は生じておりません。議員が問題としてご指摘があるようでしたら、お伺いしたいところでございます。

4点目の補助金の税制制度上に工夫はについてでありますと、議員もご承知のとおり、所得税は国税であり、法令等や所得税法の規定により非課税所得とされるもの以外の補助金などについては、原則、課税対象となっております。本補助金制度は町単独での制度設計であり、国税との調整を図る余地はないものであります。

議員ご質問の農業機械購入支援の継続をについての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 課長、ありがとうございます。もう農業者から見たら非常に、8年度以降もありがたい制度ができるであろうという計画の中で、気持ちの中でも非常に嬉しく思っております。

その中で再質問という形でさせていただきますけども、毎年の平準的な件数だといい

んですが、課長も言われましたように、令和6年度は0件であったと。やはり限られた町の予算の中でいくと、10件ある年もあれば0である年もあるということは、非常にやはり予算的に厳しい年もあれば、まあいいかなというときもあると思います。ですから、ある程度平準化していくような方向性もやはり説明会等でしていただいて、町の予算に過不足というか、あまり波をつくらないようにしていただくことも必要かなというふうに思います。

その中で1点、機械等の問題がありますけども、この私の後に一之瀬議員が質問されますので、そこら辺はまた私自身は問いませんけども、今後ともその定額200万円と計画的な更新を含めた上での農業支援ということをよろしくお願ひいたします。

それで4点目になりますけども、補助金の支給における問題といいますか、その中で農業法人とか、株式会社、有限会社ではいいんですけども、個人になりますと、個人がたしかこの5年間で5件あると思います。先ほども言いましたように、所得になってしまいすると、非常に、頂いても後々そんなはずじやなかつたはずなのにということがありますので、何とかそこら辺、税制上できないかという問題が出てきます。その点について、税務住民課長はどのように思われますか。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

税制上の工夫はないかというご質問でございますが、まず国や地方公共団体からの補助金につきましては、個別の事情によりまして、次のとおり課税関係が異なってまいりますということで、まず非課税になるものにつきましては、法令等の規制によりまして非課税所得とされるものとしまして、まず失業給付、雇用保険法、生活保護法、生活保険法、児童手当、児童手当法、児童扶養手当、児童扶養手当法、そして令和2年度に実施されました1人10万円の特別定額給付金、こちらは新型コロナ特例法などがあります。そしてまた、所得税法の規定により非課税所得とされるものとしまして、学資等として支給される金品、また心身ともに財産に加えられたその財について支給を受ける相当の見舞金などがあります。そして、課税となるものについては、事業所得などに区分されるものとして、事業に関連して支給される補助金などがあります。なお、補助金などの支給に含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字になる場合には、税負担は生じません。そして、一時所得として区分されるものとして、市区町村から対価性なく継続性もない補助金などは一時所得となりまして、こちらについては所得金額の計算上50万円の特別控除が適用されることから、ほかの一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り課税対象にはなりません。そして、それらに該当しない補助金につきましては雑所得に区分されます。

議員のありましたように、法令等や所得税法の規定によりまして非課税所得とされるもの以外の補助金につきましては、原則、課税対象となりまして、所得として申告していただくことが必要となりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします

す。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 補足をさせていただきたいと思います。

ただいま税務住民課長の方が答弁したとおり、あくまで税のことでございます。税の公平性というところをご理解いただき、また今、議員のご指摘から私どもの方が考えますのは、今の補助金要綱なりに事業の方の周知をさせていただくときに、所得として加味されるというところは、今後、是正させていただきたいと思います。ただし、そちらの方、今の議員のその件において国民健康保険税等々というお話ではございますけども、あくまで農業も農業経営でございます。これ、民間に置き換えた場合には、当然、健康保険、社会保険料という形で発生するものであれば、そのことと比較して機械の導入補助を申請されるのかどうかというお考えが、やはり農業経営としてそれぞれでご判断していただく範疇かと思います。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 丁寧な説明ありがとうございます。ただ、私、気になりますのは、先ほども言いましたように、集落営農とか会社組織にされている方に関してはさほど問題ないんですが、個人の方5名おられますけども、その中で、例えば何かの関係で病院に対応したとき、今まで1割負担だったのが急に3割負担になるとか、その200万円の補助金の関係でなったりすると、非常にやはり病院に行くのもつらくなってくる。また、薬に関する負担割合が大きく感じてしまうということで、個人と組織で同じ200万円いただいてもやはり差が出るということに対して何らかの融通的でできる方法がないものかというふうなことを思うわけですが、トータル的に各課でもしあつたら教えていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁させていただいたとおり、事業所得につきましては、年間の収入から経費を引いた収支が赤字となる場合には税負担が生じないということがあります。そして、一時所得につきましては50万円までの特別控除があるという、それ以外については今のところ方法としてはございません。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 度々すみません。先ほども申し上げましたけども、やはり税の公平性というところをご理解いただきたいところでございます。今、議員がご提言されたようなケースはどのようなケースでもあろうかと思います。それを見据えて農業も農業経営、事業経営という形でお考えいただく範疇だということを申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。あとは8年度以降、申請がどうしてもあるかもわかりませんけども、やはり皆減にならないように、限りなく平準化するようなアドバイスを各組織の方にしていただければ、より一層、税の金額を使うことに関しての平等性ができると思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

続きまして、第2間にまいります。

Mターンの推進は。

本町の人口動向は、全国的な中山間地の市町と同様で、山間地の高齢者自然減は多いが、住宅開発などで移住者の社会増もあることから、緩やかな減少傾向で推移していると思われます。町長の行政報告でも言われましたが、住み心地ランキング評価では、行政サービス、静かさや治安では県内1位、防災では3位の評価から、全体で県5位を得ております。県内6町の町別では唯一の高順位の評価選出であり、長年にわたる行政サービスの実績や手厚い子育て支援、防災訓練や高い治安などが評価されていると思われます。その傾向から、他市町からの移住も増えてきたものと思われます。

安定的な定住者増加を目指して、従来からの本町出身者に向けてのIターンやUターンのほかに、長期的な視野に立ったMターン、Eターンも検討すべきではないかと思われます。立地条件により、Mターン、Eターンを推進し始めた先進的な市町も出てきています。Mターン（使命・任務）は、自分にとってやりがいのある仕事に就くために移住することを指します。雇用する企業にもメリットを付加することもできるシステムでもあります。Eターン（起業家）は、地方がゆえに開発費用も抑制できるため、起業する移住者を対象としております。

参考事例として、兄弟都市でもあります鹿児島県日置市旧日吉町小学校跡地の利用も一例と思われます。特に、町内工業団地などで在職の専門性や特殊性のある技能職、管理職の方は、本町への通勤に交通渋滞などで時間の無駄が生じ、高級住宅地や大型社員住宅が求められていると思われます。

Mターン、Eターン移住誘導には長期的な計画が求められますが、安定的な居住が見込まれることから、本町にも大きな恩恵が得られるものと思われます。工業団地用の大型社員住宅や高級住宅地の開発には農地転用が必要となり、Mターンの推進には大きな障害ともなります。本町においても、農地転用を可能にする地域を限定した方向性で、住宅地開発からの人口増を目指したMターンを推進すべきではないかと思われます。農地転用は、青地から白地への転用にはまだ困難性も高いのですが、先進地を見本に将来的な展望の上、他市町に先駆けて検討すべきではないかと思われます。

そこで、新たなMターン、Eターンを推進し、安定的で優良な人口増加を目指すために、以下の方向性を問います。

1点目、Mターンを検討すべきではないでしょうか。

2点目、住宅地への転用の可能性は。

3点目、Eターン推進の方向性は。

4点目、本町が推進している移住策は。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

[企画課長 藤本一之君 登壇]

○企画課長（藤本一之君） 木下議員のMターンの推進はについてお答えをいたします。

1つ目のご質問、Mターンの検討につきましては、Eターン共々含め聞き慣れない言葉であり、木下議員のご質問以降に調べさせていただいたところです。

Mターンについては、やりがいや明確な目的を持って移住してこられる方のことを指しているものと認識いたしました。また、3つ目のご質問のEターンの推進につきましては、地方で起業することを目的に移住してこられる方のことですが、どちらも非常に似通ったタイプの移住者のように感じられ、現在、多賀町で活躍されています地域おこし協力隊も含まれてくるのではないかと思っております。このような移住者を積極的に受け入れることは、本町にとって有益であるとのご指摘と推察いたしますが、本町におきましてはまだまだ移住者を受け入れる取組が充実しているとは言い難い状況であり、今後の課題であると考えております。

このような状況におきまして、4点目のご質問、本町が推進している移住策の1つとして考えておりますのが、今年度より取り組んでおりますふるさとワーキングホリデー事業になります。そのほかにも継続して取り組んでおります地域おこし協力隊によるおおたき里づくりネットワークの活動を通じまして、本町に多くの若者が滞在し、地域との積極的な交流を深めていただくことにより、多賀町ファンの増加、さらには移住促進につなげられるものと考えております。

最後に、2つ目のご質問の住宅地への転用の可能性につきましては、現状において企業様より社員用住宅地等のご計画をお聞かせいただいてはおりませんが、仮にこのような状況となりましても、議員ご指摘のとおり、青地農地の転用には相応の理由を伴いますので、関係所管との入念な協議が必要となり、可能性は未知数であると考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。人口増というものは、考えるとき、去年、おととしぐらいからさつとしたからいうてすぐ増えるもんではないです。久保町長が町長になられてから、すぐやはり人口の減が生じるであろうという前提において、やはり住宅地の開発等も進められてきて、また行政のレベルもアップすることによって、先日出てきましたような住み心地ランキングも、長年の蓄積によって初めてこのような大きなランクを頂いたというふうに思われます。今まで聞き慣れてないようなMターン、Eターンという状況ですけども、これもやはり今から5年、10年、20年先を見越してしていかなければならぬ大きな私は問題じゃないかなというふうに思います。

少し話がずれるかもしれません、ある先進のところでは、もうMターンをして7年になります。その間にコストコを誘致したり、病院で新たな科目的増設、入院ベッドの増加等をされて、町自体の人口も徐々に増えてきているというような状況です。それには、先ほども言いましたように、町内へ進出している企業の理解も要りますし、また行政の方の補助金という形の方法も要ります。でも、先ほども言いましたように、これは長期的な視野に立っての施策になりますので、ぜひとも単年度の計画ではなくて、長期的な視野に立って推進していただきたいというふうに思います。先ほど課長からもありましたけども、非常に聞き慣れないMターンとかEターンになりますけども、今後とも旧日吉町の方の状況も踏まえて、ぜひとも対策を早めていただきて、人口減にブレーキをかけ、逆に多賀町は人口増になってるというふうな方向性をお願いしたいと思います。それと、何よりもこのMターン、Eターンによって税収が上がっていくという前提で取り組んでいかなくてはならないと思いますので、その点は見解をお願いしたい。

○議長（菅森照雄君）　藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君）　ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、聞き慣れなかったMターン、Eターンの内容につきまして、今回いろいろとお調べさせていただく中で、この内容につきましては、決して多賀町で今まで全然関与してなかったものではないというふうには思っております。ただ、例えば起業型の移住者につきましては、多賀町に移住してきていただきて起業をされる、多賀町がそのような土地柄であるかどうか、その方が求めておられる土地柄が多賀町に合っているかどうか、また地域の状況がどうであるか、そのようなことも関係すると思われます。例えば、林業に従事したいということで、今、協力隊としては1人入ってきていただいているが、多賀町の林業が地域の林業としての産業がどこまで充実しているか、その辺も関与すると思われます。多賀町に来て、ただ1人林業に一生懸命になって頑張っておられるというのではなくて、地域の助けもありながら多賀町で林業に取り組んでいきたいというふうに思われるかどうか、これは1つの例ですので、同じようなことがいろんな起業される方によって求められるニーズはいろいろかなと思われます。ですので、全てを受け入れることは多賀町では無理かと思われますので、そのような方のニーズに合う町にこれからも地域がなっていくということは大事かなと思っておりますので、おっしゃられるようにMターンも含めまして、多賀町に意識を持って移住してきていただける方というのは歓迎したいと思いますので、これからもきっかけづくりは大切にしたいと思っております。

○議長（菅森照雄君）　木下議員。

○5番（木下茂樹君）　Mターン、ぜひとも推進していただきて、町内に進出されている企業さん、工場等の優良な専門性を持った社員とかに住宅地を供給していく、そういうふうな方向性で推進していただきたいというふうな思いがあります。

それともう1点は、現在の朝夕の交通ラッシュ、その中で、先ほども言いましたよう

に、優秀な高額所得者であろうと思われる方が隣の市とかに住んでおられて、そこから無駄な時間を費やしてやはり通勤しておられる、それより多賀町内に住宅を持って住んでいただくことが多賀町自体の活性化にもつながっていくんじゃないかなというふうに思います。その中で、大きな所得といいますか、居住者の中で住宅地を再開発しようとしても、農地、特に水田とかではなかなか難しいという面があります。多賀町本来の形を考えるなら、丘陵地の山林地を利用してでも住宅の開発をしていくってはどうかなというふうな思いもしています。その点について、町長の長期的な視野に立った見解もお願いしたい。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） これは関連質問ですやろか。ちょっと質問から離れたあるん違いますやろか。まあ離れてると思いますけど、いろいろと多岐にわたって質問していただいたんですけど、ひとつ丘陵地を開発してせよというふうなことなんんですけど、やはり小っちゃい町ではなかなかかなり投資経費もお金が要りますし、もしお願いできるんやったら民間開発であるべきであるんかなと思ってます。この町では、リスクのあるようなことはできませんので、今までから宅地開発も民間開発による宅地開発をしていますので、こういうふうな丘陵地を開発して、そして軽井沢のような高級住宅街を開発するような、民間業者から積極的に民間に動いていただいたら良いと思うんですけど、町でするのにはやはりいかがなものかなと思っております。そして、これから多賀町は、今、スマートインターもできますし、そして新たな道路整備も加わってきますので、いろんな可能性が高い、ポテンシャルの高い地域になっていきますので、その中で企業もやはり進出してくるような場所になりうると思いますので、税金を企業の誘致から、それに人の誘致にまでつながると、そのようなことも考えられますので、そのことを前に進めるためには、今しっかりと計画づくりをしていく必要があるかなと思ってます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。長期的な視野になるかもわかりませんけども、ぜひとも推進していただいて、優良な、また優秀な起業、事業を興す方を増やしていくことがやはり本町の必要なことではないかなというふうに思います。今、町長からも言われましたように、やはり開発自体は町で行うべきじゃなくて、民間主導にならざるを得ないという面は十分分かりますが、その敷地の大体の区画、ここら辺にこういうようなものができるよとか、いかがでしょうかというふうな提案をしていくって、進出している企業へのアプローチ、案内もしていって、より一層税収アップ、また安定的な人口維持をお願いしたいなというふうに思います。先ほど課長の方からもありましたように、青地から白地にというのは非常に困難を伴います。ある町の一般質問で、その青地を白地に変えるだけで、町長は25分間、国の施策、県の方向性、町のやり方というのを25分間、一般質問で答えられていたこともあります。そこまでしなくとも、限りなくやはり、先ほども言いましたように、長期的な展望に立った上でのMターン、

Eターンの推進をぜひともお願いしたいということで、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩を行います。

午後からの会議は13時からとします。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（菅森照雄君） 午前中に続き、次に、2番、一之瀬浩治議員の質問を許します。

2番、一之瀬浩治議員。

〔2番議員 一之瀬浩治君 登壇〕

○2番（一之瀬浩治君） 議席番号2番、一之瀬です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従い質問させていただきます。

多賀町農業用機械等導入支援事業について。

令和3年度より、多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金制度が始まり、農業者への支援が行われています。この補助金交付要綱では、中山間地域農業における農業従事者の確保および地域農業の継続・発展を目的に、農業者が行う農業用機械の導入に要する経費に対しての支援、また交付条件は、「引き続き5年以上、2.5ha以上の町内の農地を耕作し、うち50%以上が受託地であること」と定められており、今日までに24の大規模農家の方がこの補助金を活用され、農業経営の持続の一助になっているものと感じています。

しかしながら、令和の米騒動で農業者の所得が上がったかのような報道、一方で生産コストが見合わない農業経営が明白となる報道もされています。私は、実情は後者であって、農業経営はいまだに厳しい状況と捉え、農業用機械の導入に対してのご支援、補助金は必要であると考えます。

そこで、次の点について問わせていただきます。

質問1、多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金制度の継続は。

質問2、継続とするとき、交付条件とする面積要件の引下げ（緩和）の考えは。

質問3、継続とするとき、対象機械に色彩選別機、ドローン機を追加するお考えは。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 一之瀬議員のご質問、多賀町農業用機械等導入支援事業についてお答えいたします。

1点目の多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金制度の継続はについてであります。先ほど木下議員のご質問でお答えさせていただいたとおり、地域農業の持続として効果の高い事業であること、農業経営はいまだに厳しい状況下であること、また今後、

国が示す施策方針からの影響が不透明であることなどから、本補助金制度の継続は必要と考えており、制度設計の検証を行いつつ、令和8年度当初予算として計上させていただき、議会のご承認を頂けるように進めてまいります。

2点目の交付条件とする面積要件の引下げ（緩和）の考えはについてであります、先ほど申し上げました制度設計の検証では、耕作の定義を経営面積から利用権設定農用地に、また定額補助の如何について検討が必要と考えております。

議員ご質問の面積要件については、現行2.5ha以上の町内の農地を耕作し、かつ農地の50%以上が受託地であることと定めております。この面積要件は国の施策方針にもあります認定農業者や多賀町独自の生産意欲農家の大規模農家への農地の集積、集約を進め、生産効率を上げる、生産コストの削減を図る方向性と同じくするものです。

しかしながら、地域農業の維持を目的とする本補助金制度としては、今般策定されました地域計画から実状を把握し、ほかにも次の世代を担う農業者、現在、兼業農家の方にとっては経営面積の拡大は時間的にも難しいのが実情であり、退職された後に、今まで培われてきた技術を持って農業の維持、持続に取り組んでいただける方への支援の可能性についても調査研究を行い、限られた財源の中での効果を見極めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

3点目の対象機械に色彩選別機、ドローン機を追加する考えはについてであります、色彩選別機については、機械を導入し自主流通として白米の付加価値を上げて販売される個々の経営努力の範疇であって、個々の経営に公費としての支援は慎重にならざるを得ないところです。次のドローン機については、今般、生産コストの削減としてドローン機の導入が注目されておりますが、多賀町内でも既に経営努力として導入されている方はおられます。このドローン機の活用は、施肥、防除が主となります、施肥、防除の回数、作業時間の短縮によるコスト削減の効果を考えますと、かなり多くの経営面積を有している方になろうかとは思いますが、この度のご質問を受けて調査研究事項の1つに加えさせていただきますので、ご理解のほどお願いいたします。

議員ご質問の多賀町農業用機械等導入支援事業補助金制度の継続はについてのご答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） ありがとうございました。野村課長の質問1ですけども、野村課長の発言より、本補助金制度の継続は必要であるということであり、制度設計の検証を行いつつ、令和8年度の当初予算として計上していただくということで、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

質問の2ですけども、昨年ですか、地域計画から見えてくる中山間地の多賀町の現状、課題というものが浮き彫りになってきたと思います。そういうことを加味しながら、なお一層緩和をしていただくようよろしくお願ひしたいと思います。

質問の3ですけども、米の品質を下げる原因として、乳白、背白、肌白、着色、カメ

ムシなどがありますけども、乳白、背白、肌白は、近年の高温や水不足などの気象状況によって変わるものであります。着色、カメムシは畦畔等の除草作業と一斉防除で被害が軽減できると思いますけども、近年の異常気象で熱中症になるために、畦畔等の除草作業ができないというようなのが現状です。また、防除は早生品種、晩成品種に分けて2回実施されていますが、田植時期が4月20日頃から5月25日までの約1か月間と幅広くなっています。そのために、一斉防除の適期防除には無理が出てきているのが現状かなというふうに思います。カメムシにつきましては、私自身、JAで農産物の鑑定士の免許を持たせていただいて、日々、今ですと、米の等級検査をさせていただいておりますが、カメムシについては1カルトン中1%未満ということで、それ以上あれば2等、またある程度超えれば3等、それ以上あれば規格外というような区別をさせていただいております。冒頭言わせていただきましたが、カメムシについては除草作業等で、また一斉防除で軽減できるものではありますけども、今言いました高齢者が高齢化になってきた農業者は、近年の異常気象により、もう人力ではなく機械に頼らなくてはならず、農家は大変な時期を迎えてるというふうに思います。色彩選別機につきましても同様に、高温等による被害ではありますけども、何とか農家の時点で良質米を作るために一生懸命努力してきたお米が、気象によって格付けが下がるというようなことはできるだけ避けるためにも、品質の低下防止、コストの低減、魅力ある農業、後継者を育成するためにも未来の投資と考えていただき、色彩選別機、ドローン機を対象機器に追加、検討していただきたく、常によろしくご検討の方をよろしくお願ひ申し上げます。

3番目の質問、今はお願ひですけども、質問ですけども、機種の中にトラクターというのがあるんですけども、トラクターの中にはアタッチメントとしまして、ロータリー、ハローという部品が付いてきます。トラクターの寿命よりか、ロータリーまたハローについては経年劣化が早いため、単独の機器として検討していただく余地はありますか。お尋ねさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） ご質問の方にお答えいたします。

今、一之瀬議員が言われるアタッチメント関係、確かに摩耗度が高いということで、なかなか故障率も高いというお話も伺ってはおります。ただ、この汎用性がかなり多いというところで、限られた財源の中でどこまで考えられるのかというお話もございます。ただ、今、町の方で機種とさせていただいておりますトラクター、コンバイン等々は、国の制度での機械の導入に対しての補助金はございますが、このアタッチメント関係はそちらの方には含まれていないことが多いございますので、先ほど申し上げました調査研究の中で検討はさせていただきたいと思いますが、なかなか限られた財源でございます。まず機械の導入を町単独から国の補助金等に移行ができるのかどうか、その中でこぼれるアタッチメント関係はどうかということで考えさせていただくものとしてお時間の方は頂きたいと考えます。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） ありがとうございます。これは私の案ではありますけども、トラクター、今200万円、価格に対しての補助というふうになっておりますけども、対象機種ごとに補助率を変えていくというやり方もあるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） この制度、先ほどお答えさせていただきましたとおり、補助率を設けない定額上限200万円というところからのご意見と推察いたします。その機種関係、それぞれ機能、またその利用度、頻度等いうこともございますので、そちらの方についても1度検討はさせていただきたいと思いますが、なかなかこれを細分化していくところは難しいのですが、限られた財源の中で振り分けをするという形では一考かとは思いますので、貴重なご意見として承ります。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） ありがとうございます。なかなか大変だとはいうふうに思いますが、冒頭の要旨の中にもありましたけども、農家のコストが合わないというのが現状だというふうに私は思います。また、私、今年、昨年ですか、ロータリーを1m80から1m90、またハローで耕運から代掻きまでやるということで、2m20の機械を、ハローを買わせていただきました。農家は大変だと思うんですが、その作業効率を上げるために一生懸命努力しているというふうに思いますので、冒頭から言わせていただきましたけども、農家は人力だけではなく機械に頼らなくてはならない、高齢化になってきたというのも実情ではありますけども、機械に頼らなくてはならない時代になつてきましたので、コストの削減、魅力ある農業、次の世代へバトンタッチできる後継者の育成のためにも、ぜひとも緩和を、また機種の変更等々していただきまして、魅力ある農業になるよう努めていただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） 次に、8番、山口久男議員の質問を許します。

8番、山口久男議員。

〔8番議員 山口久男君 登壇〕

○8番（山口久男君） 私は、2025年9月第3回定例会におきまして、大きく次の3点について一般質問を行います。

まず最初に、核兵器廃絶と平和の問題について伺います。

ご承知のように、今年は戦後80年の年です。日本の侵略戦争により、アジア・太平洋地域では2,000万人以上の貴い命が奪われ、植民地支配の下で残虐な被害と苦しみがもたらされました。侵略戦争の拡大と長期化によって沖縄県民を巻き込んだ凄惨な地上戦、広島、長崎への原爆投下、各地の空爆など、日本国民の310万人以上の命が奪われました。また、日本兵の戦死者は6割が餓死と戦病死でした。

戦後、被爆者の皆さんには、戦後一貫して核兵器の非人道性を世界に訴え、そのことで国連において核兵器禁止条約が成立、発効し、現在 73か国が批准、また 94か国が核兵器禁止条約に署名をしております。また、被爆者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。戦後 80 年を迎える日本国憲法に刻まれた、再び戦争の惨禍を繰り返さないという不戦の誓いを新たにすることが今、求められております。

そこで、以下の点について伺います。

- ①、核兵器廃絶と平和について、まず町長の見解はどうなのか問います。
- ②、日本政府に対し、核兵器禁止条約に参加するよう求める考えはないのかどうか。
- ③、核兵器廃絶と平和に対する町の取組はどうか。
- ④、小学校や中学校における平和教育の取組状況はどうなのか。

以上の点について、まず最初に答弁を求めます。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 山口議員の質問にお答えさせていただきます。

1 から 3 まで私が答えさせていただきます。そして、1 と 3 は関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

まず初めに、日本原水爆被爆者団体協議会の方々がノーベル平和賞を受賞されましたがことにつきましては、戦後長きにわたり国内外で核兵器の非人道性を訴え、その廃絶に向け地道な活動を続けてこられた取組が国際的に高く評価されたものと受け止めております。

それでは、核兵器廃絶と平和についての見解であります。我が国は世界で唯一の被爆国であり、また先の大戦で亡くなられた多くの方々の貴い犠牲の上に、平和と繁栄を築いてきた国であります。そのことは決して忘れてはならないと考えておりますし、8月 15 日の全国戦没者追悼式で天皇陛下より、「戦中戦後の苦難を今後とも語り継ぎ、私たち皆で心を合わせ、将来にわたって平和と人々の幸せを希求し続けるように」とのお言葉にあったように、私たちも若い世代へと平和の尊さを語り継いでいかなければならぬと思っております。

そして、恒久平和の願いは地球上のどの国においても望んでいることであり、世界規模の大きな命題であります。核兵器廃絶、戦争放棄、恒久平和については、多賀町といたしましても住民意識の向上に努めてまいりたいと考えております。その上で、第 6 次多賀町総合計画におきましては、輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来をまちの将来像として掲げ、まちづくりに取り組んでおります。核兵器廃絶に対する直接的な施策ではありませんが、どの施策、事業を実施するにいたしましても、その根幹にありますのは平和で安全・安心な社会、人権を大切にしたまちづくりであると考えておりますので、そのことを念頭に置き、全てのことに取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、核兵器廃絶と平和への取組についてであります。毎年8月の終戦時期に合わせ、多賀町の図書館における戦争と平和をテーマにした本の展示とともに、映画の上映会を実施しております。加えて、昨年度は日本被団協のノーベル平和賞受賞時には、原爆と人間をテーマにパネル展を実施しており、住民の皆さんに対しましても広く平和について考えていただく機会を提供しております。

また、今年度は、多賀中学校の3年生が修学旅行の体験をまとめてくれた広島平和学習レポートを展示し、学校とも連携をしながら広く啓発を実施しております。また、社会福祉協議会主催であります。毎年8月には平和のつどいを実施しています。多賀町としても連携しつつ、あらゆる世代に平和の尊さを伝え、未来へ引き継いでいけるよう取り組んでいるところであります。

今後も機会を捉え、関係機関とも連携協力し、平和への取組を継続して実施してまいりたいと考えております。

次の質問、日本政府に対し、核兵器禁止条約に参加するよう求める考えはないかについてであります。国政府においてはより多くの国々に核廃絶に向けた考え、取組に賛同を得られるよう、あらゆる努力を尽くしてほしいと考えております。ただし、条約への参加は国の専管事項でもありますし、外交、防衛に関わる大きな課題でもありますので、国への働き等の要請活動については私としては考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 伊東学校教育課長。

〔学校教育課長 伊東瑞江君 登壇〕

○学校教育課長（伊東瑞江君） 山口議員のご質問4つ目、小中学校の平和教育についてのご質問にお答えします。

本町の小中学校におきましては、社会科や国語科、道徳、特別活動などにおいて、児童生徒が、戦争によってもらたされる惨禍や核兵器の脅威、そして平和の尊さを学び、平和を願う心を育む教育に取り組んでおります。

具体的に申しますと、小学校では、社会科の学習において教科書から学ぶことに加え、児童自らがインターネットや関連資料などを活用して調べ学習を行うとともに、戦争の体験談を収集するなどして、戦争の出来事を自分ごととして捉える機会を設けております。また、国語科の学習では、教科書の戦争文学を取り扱う際に、ほかの戦争文学を収集し読書活動として展開することで、児童が多角的に戦争や平和について考えられるよう工夫しております。さらに、学習のまとめとして、平和への思いを発表したり、国際平和をテーマとしてポスターを作成したりするなど、自分の考えや思いを発信、表現することも大切にしております。

中学校では更に、修学旅行で広島を訪問するに当たり、戦争の歴史的な背景や原爆の被害実態などについて理解を深める学習を行い、現地では広島平和記念館や原爆ドームの見学、そして現地の方のお話を伺うことなどを通して、実感を伴って戦争の悲惨さや

平和の尊さを学ぶことを大事にしております。先ほど町長が答弁されたことと重なりますが、中学校では現地で学んだことをレポートにまとめ、そのレポートを多賀町図書館に展示し、平和の大切さを地域全体に広げていく取組をおこなっております。また、この2学期の始まりに当たり、各校では始業式に学校長から、今年は戦後80年であり、平和の尊さに立ち止まって考える話をしたり学校だよりも取り上げたりするなど、発達段階に応じて子どもたちが戦争や平和について改めて考える機会を大切にしております。このように、児童・生徒が戦争の悲惨さを自らの学びとして実感し、平和を尊重する態度を身につけられるよう取り組んでおります。

今後も、発達段階に応じた平和教育を計画的に行い、子どもたちが未来を担う平和の担い手として成長できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 町長の答弁、前段の部分は私も賛同いたします。あと、核兵器禁止条約の参加を日本政府に求める考えはないのかと聞きましたら、今のところ国の専管事項なので考えはありませんという答弁でした。これは、核兵器禁止条約について先ほど前段で申し上げましたけれども、2017年7月に国連で採択をされ、2021年の1月に発行されたんです。そしてその後、ご承知のように、町長も言われましたように、2024年、昨年、日本被団協、日本被爆者団体協議会がノーベル平和賞を受賞された。その理由は何かと言いますと、核兵器が二度と使われてはならない理由を身をもって立証してきたと。核兵器のない世界を実現するための努力、そしてまた被爆者の表現を通じて核兵器が二度と使用されてはならない。3つ目には、草の根運動、平和教育活動をおこなってこられたことが評価をされた、こういうことでノーベル平和賞を受賞された。そして、その中で今現在、日本政府はどうか。確かにアメリカの核の傘に入っています。しかし、日本は唯一の戦争被爆国であります。その日本が、残念ながら核兵器禁止条約に署名も批准もしていない、さらにオブザーバー参加もしていないという状況です。これは果たして日本政府が、確かに町の段階で私がこの議会の場でそのことについて論戦をするつもりはありませんけれども、少なくとも日本政府に対して町民の代表とする町長が、こういう下で、核兵器禁止条約に参加してください、少なくともオブザーバー参加を求める、そういう要請をぜひしていただきたいと思うんです。町長、どうですか。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

被団協が言われるに、核兵器をなくすというふうな、やっぱり山口委員もおっしゃるように、核兵器をなくす、廃絶するという考え方には私も同感であります。しかしながら、条約への参加ということになると、国が決めるようなことであると思っておりますので、私がここで何か言う立場にもないものと思ってます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 今年の広島の平和記念公園をテレビで見ておりまして、私も今まで平和運動、核兵器廃絶の運動を毎年各自治体を回らせていただいて、多賀町にも署名運動をさせていただきました。今年は総務課長も対応していただきました。そういう中で、広島の知事が、またこれ長崎の市長もそうだと思いますけれども、政府に対して、市長の立場で、もちろん被爆地、被爆者の代表という形であるかもわかりませんけれども、核兵器禁止条約に参加するように市長として毎年要請をされている、そして今年の広島県知事の、私、メッセージ、挨拶を見させてもらいましたら、その挨拶の中で、ちょっと間違ってるかもわかりませんけれども、私が受けた感想の中ではどのように言われたかといいますと、これは広島県知事です。核兵器禁止条約を核兵器のない平和な世界の実現に向けた有効な手段の1つであると考えており、条約への早期署名、批准や締約国会議へのオブザーバー参加について、知事自ら首相官邸や外務省を訪問するなど、数回にわたって訪問をされております。そして、8月6日の記念式典の挨拶の要約、私ちょっと聞いた中でどのように言われているか、広島県知事です。「核抑止がますます重要だと声高に叫ぶ人がいる。しかし、力の均衡による抑止は繰り返し破られてきた。抑止とはまさにフィクションである」こういう発言をされました。私、本当にそのとおりだと思います。市長の立場で、あるいは首長の立場でそのように発信をされて、総理大臣も出席されていましたけれども、私はそういうことを市長の立場、地方自治体の首長の立場で発言されたことは非常に重要だと思います。その点について、町長どのようにこの見解についてお考えなのか。核抑止の問題について、町長は核抑止論でご存じですね。その件について、まずそれじゃあお聞かせください。よろしいですか。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。私も全世界から核兵器がなくなるというふうな考え方には、私、当然そのように思っております。条約への参加について、被爆地の被ばくされた広島県の知事、市長がそういうお考えを挨拶の中でこういうことを国へも伝えられたというようなことであるんかなと思いますけど、多賀町の町長の立場というより、この滋賀県の6町の町村会もございますので、1回、6町でもその議論はさせていただこうかなと思ってます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 多賀町議会ですので、国会論戦するようなあれではありませんけれども、やはり核兵器廃絶は、これ町民の皆さん多く知ってくださり、核兵器禁止条約に参加してほしいと思っておられる方もたくさんおられるのではないのかなと思います。ある世論調査では、約7割以上の人人が少なくとも唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約にせめてオブザーバー参加すべきだと、あるいはもちろん批准ないし署名すべきだというふうに思っておられる多賀町民の方はおられるのではないのかなと、私もずっとこの間、多賀町内、毎回回らせてもらって平和の問題をお話しすると、その話についてほとんどの方、知られない方も多いですけれども、核兵器禁止条約が発効されたこ

とについて知つておられる方は少ないですけれども、その話をすると、当然、被爆国である日本政府が核兵器禁止条約に参加すべきであるという答えがほとんどだったと思います。これは私の回った範囲内での感想であります。町長はどのように思つておられるか分かりませんが、私はそのように感じました。ですので、そういうように、今のような状況、被爆80年、戦後80年、そして戦争、私も戦争は知りませんけれども、戦争を知らない世代がどんどん増える中で、核兵器禁止条約に参加する、もちろん平和の尊さ、憲法9条を守つて外交努力を進める、このことが今まさに必要ではないのかなと。私も、ある参議院選挙のとき、ある政党の国会議員の候補者が、「核武装は安上がりだ」というような発言をされて私はびっくりしたんです。これ、被爆者の前で言えるんですかというふうに私は感じました。これはもうここであんまり言う時間ありませんので、そういうことも含めて平和の尊さを次世代に伝えていくというのが、私は今、非常に大事だと。私も今年77、もう80近くになりますけれども、この間生きてきて、本当に平和の尊さ、憲法9条を生かした平和外交を日本こそが進めるべきであると、軍事対軍事、核対核の抑止力で戦争は私は絶対防げないと思います。外交しかありません。私はそのことを訴えて、町長もしお考えがあればお聞かせいただきたい。なければ次の質問に移ります。憲法9条を生かした平和外交について、その辺どのように考えますか。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今、山口議員がおっしゃったように、今言われたこと、私も同感ですわ。核兵器をなくさなあかん、そして戦争したらあかん、そしてやはり平和な世の中にならなあかん、私もそういう思いは同じですので、やっぱりそのために平和な多賀町、そして住みやすい多賀町、独自に努めているわけですので、そういう考え方と同じですので、それを強く言っておきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） それでは、2点目の質問に移ります。分かりました、町長の言い分は。時間ももしかりましたら、また次の機会に論戦をしたいと思います。

次、学校給食の無償化と安心・安全な給食の提供を求めるについて質問をいたします。

深刻な物価高騰が続く下で、教育費における保護者負担の観点からも、給食の無償化が求められています。全国の公立小中学校で学校給食無償化を実施する自治体が増えております。お隣の甲良町あるいは豊郷町では、既に小中学校で学校給食の完全無償化が実施されていると聞いております。これまで、私もこの場で、議会の場で繰り返し、学校給食の無償化を求めてまいりました。併せて、安心・安全な給食を子どもたちに提供するため、以下の点について伺います。

- ①、次年度の予算で小中学校に完全無償化を実施する考えはどうなのか。
- ②、実施した場合の予算額はどうか。
- ③、小学校給食は自校方式で現在、実施をされて、子どもたちにおいしい給食が提供

をされております。中学校給食は、私もこれまで学校給食の問題に取り組んでまいりましたけれども、調理業務が外部委託のために、本来は自校方式でやるべきだと私は思いましたけれども、今現在、外部委託にされております。給食内容の改善をしてほしいという声も聞いております。安心・安全でおいしい、生徒に喜ばれる給食にするため、食材の質の向上、地元産の野菜の使用状況、給食内容の改善等、業者への指導することについてどのようにされているのか、現状を伺って答弁を求めます。

○議長（菅森照雄君） 谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 山口議員からの①、次年度の予算で小中学校に完全無償化を実施する考えはどうかと、②、実施した場合の予算額はどうかのご質問について併せてお答えさせていただきます。

まず、本町における学校給食の無償化につきましては、これまでのご質問でもお答えしてまいりましたとおり、第3子以降の給食費の無償化を実施しているところであり、現時点におきましては、学校給食法に示される保護者負担の基本的な考え方に基づき、現行の制度を維持していく方針に変わりはございません。

仮に全ての小学校で給食費を無償化する場合、新たに必要となる年間の財源は小学校で約1,700万円、中学校で760万円、合わせておおむね2,500万円規模に上り、これは町が単独で毎年確保していかなければならない状況となります。本町の教育行政課題といたしましては、学校施設の老朽化対策や建て替え、今年度も実施しておりますトイレの洋式化、来年度以降に実施します体育館の空調設備の整備など、今後多額の財源を要する事業が控えており、将来世代のみに大きな負担をかけることは避けていく必要があると考えております。

一方で、国におきましては、令和8年度から小学校の給食費を無償化し、その後、中学校へも拡大していく方針が示されております。安定的な財源確保を前提とした制度を目指されており、文部科学省においても昨年6月に公表した全国調査結果を基に、課題整理や具体的な制度設計の検討が進められているものと思われます。

こうした状況を踏まえますと、本町としましては、次年度予算において小中学校の給食費の完全無償化を実施することは考えておりませんが、国の制度化に向けた動きを引き続き注視しつつ、必要に応じて本町としての対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

3点目、③ですが、安心・安全でおいしい、生徒に喜ばれる中学校給食にするための受託業者への指導につきましては、本町の中学校給食は、平成24年度から調理業務を外部委託により実施しております。この間、給食内容に関しましては、毎月開催しております給食献立委員会におきまして、校長、給食担当教員、栄養教諭、受託業者、そして教育委員会事務局職員が協議を行っております。献立作成に当たりましては、安心・安全で栄養バランスの取れた給食の提供を第一に考えつつ、生徒の残食の状況や日々の

反応を確認し、必要に応じて改善を図っておるところでございます。

また、食材の質の向上につきましては、受託業者に対し、仕入れ段階から衛生管理や鮮度の確保に努めることを求めており、安心して口にできる良質な食材の使用を徹底しております。食材の使用に関しては、限られた予算の中での対応となりますが、多賀町産米や多賀ニンジンを取り入れていただくよう、受託業者と調整を図っているところでございます。

今後も引き続き、業者との連携を図りながら、食材の質や献立内容の一層の充実に努め、生徒にとっても安心・安全でかつ喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 学校給食法の第11条では、食材費は保護者の負担とするとは確かに書いております。これは法律にそういうふうに書いています。しかし、政府、文部科学省の答弁では、「経費の負担区分の基本的な考え方を示したものであって、保護者が負担する学校給食費を自治体の判断によって補助することを妨げるものではない」と、こういうふうにはっきりと答弁しているんです。ですので、多くの地方自治体が、もちろん小学校、中学校両方とも給食の無償化をしておりましますし、また一部の自治体では小学校だけ、あるいは中学校だけということで、町あるいは市町の独自の財源を使って、子どものことを考え、今現状を保護者の負担軽減を図るために、そのための予算措置をしていると、先ほど課長答弁されたように、政府もこういう声に押されて、ようやく来年度予算で、せめて小学校からかもわかりませんけれども、予算を付けるかどうか分かりませんけれども、その方向で動いていると、そういう答弁を先ほどされました。ですので、多賀町としても来年度予算に向けて、来年度に向けてそのための準備は当然すべきではないですか。なぜかというと、学校というのは毎年卒業していきます。できれば1年でも早く、1日でも早く給食を実施して、今現在、例えば中学校3年生の子ども、もし仮に中学校給食を無償化する場合は、中学校、今の2年生が来年3年になります。せめて1年だけでも来年実施をすれば、多賀町の給食無償化の恩恵を受けるということになるのではないかですか。その点について、再度、課長の答弁をお願いします。

○議長（菅森照雄君） 谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 今ほどの再質問についてお答えいたします。

山口議員がおっしゃいますように、保護者の負担軽減、その恩恵を1年でも早くできないかというようなご質問でございますが、再三これまで申しますように、国の方でも各市町の判断でそこは柔軟に対応できるというようなことも申しますが、私ども先ほどから申しますように、かなり多くの教育行政課題がある中で、どれを最優先として進めていくかということをきっちと考えた上で、残念ながらその給食費の無償化については少し待っていただいて、それよりも先にさせていただかなければいけない事業、工事等を優先させていただくということで、このような判断に至っております。確かに、

保護者の負担というのも大変というのも分かります。そういった部分につきましては、どうしても経済的に大変というようなことにつきましては、要保護制度等でしっかりとカバーしております。3人も子どもがいて大変なんだというお家に関しては、少し軽減をさせてもらって支援させてもらって何とか乗り切っていただくというような考え方でこれまでおりますし、引き続きそのように考えておりますので、何とぞご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） この問題は、引き続いて財源を明らかにしながら、これからも議論していきたい。いずれにしろ、こういう子育て支援、多賀町は確かに、私もう長いこと議員やらせてもらって、他市町に比べて子育て支援が劣っているかというと、決してそうではありません。それは認めます。私も子どもの医療費の問題とか、あるいは保育園の問題とか、これまでずっとこの場で取上げをさせていただきました。他市町に比べて多賀町が子育て支援が劣っているということではないことは確かです。しかし、こういう状況ですので、財源を明らかにしながら、できるだけ甲良町や豊郷町がやっているのに何で多賀町はできんのかなというのを私も聞かれたら、なかなか答えがしにくいです、確かに。なぜかというと、やっぱり保護者の皆さんにはいろんな情報を得られるわけです。私も一議員としてそういう話を聞いたときに、「はい、そうですか」と、「それじゃあ1度、次の議会でそのことについて取上げましょう」といって取上げをさせていただいた、これは私の仕事です。それは当然、皆さんは財源のこともある、あるいは優先順位もある、確かに多賀町の学校の状況を見ますと、そちらの方にお金がかかるということはよく分かります。私はその上でこのお話をさせていただいておりますので、引き続いて財源の問題も含めて、更にこれから議論をしていきたいというふうに思います。この問題はこの点について終わります。

最後にあと10分ほどですので、これも町民の皆さんから回ってよく聞く話ですので、確かに様々な課題はありますけれども、このスーパーマーケット、これを何とか多賀町にも誘致してもらえませんかと、「スーパーは何で多賀町にないんですか」ということがあちこちで聞かれます。私、アンケートを取ったら、多賀町のどこかにスーパーを誘致できないのかというお声を聞きましたので、今回この問題について取上げをさせていただきました。

近くの商店、私も子どもの時分は各字に商店がありました。ところが、最近ほとんど商店がなくなり、多賀町にもスーパーなど生鮮食料品などの日常の買物ができるいわゆる商業施設をつくってほしい、誘致してほしい、こういう声を聞きましたので、その点について伺います。

- ①、スーパーマーケットなどの商業施設を誘致する考えはどうなのか。
- ②、誘致するための課題はどうなのか。

③、日常の買物に対する実態調査、意向調査する考えはどうか。

今現在、確かに買物支援、大滝地区とあるいは多賀町全体の福祉保健課担当でやっておられる買物支援はされておりますが、スーパーを何とかつくってほしい、誘致してほしいというお声を聞きましたので、この点について、これは企画課長の答弁を求めます。

○議長（菅森照雄君）　藤本企画課長。

〔企画課長　藤本一之君　登壇〕

○企画課長（藤本一之君）　山口議員のスーパーマーケット誘致についてにお答えいたします。

1つ目のご質問、商業施設を誘致する考えはと2つ目のご質問、誘致するための課題は何かにつきましては、関連いたしますので一括でお答えをさせていただきます。

多賀町にスーパーマーケットを誘致することに関しては、以前より経営者様側に対しても希望する意志表示をおこなった経緯があります。しかしながら、スーパーマーケット側が独自にマーケティング調査を行われた結果から、現状において出店の計画を進めていただけるだけの収益が見込めないと判断されているものと推察いたします。ただし、町民の皆さんからのニーズは少なくはないと思われますので、引き続き出店者側との調整を継続していきたいと考えております。

3つ目のご質問、日常の買物に対する実態調査、意向調査につきましては、今年度、第6次総合計画（後期基本計画）策定に関する多賀町まちづくり住民アンケート調査を、18歳以上の町内在住者の中から無作為に抽出した1,000人を対象に実施し、その調査項目に普段の買物に対してお答えいただいたおり、現在、集計作業中であるため結果についてはまとまっておりませんが、後日ご報告させていただきたいと思っております。また、同調査での自由記述欄には、多くの方が町内にスーパーマーケットができることを希望するご意見を記入されておられましたので、付け加えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君）　山口議員。

○8番（山口久男君）　スーパーの誘致については、確かに町民の皆さんからの声はたくさん聞きます。それに対して町が、やっぱり民間施設です。民間企業というか民間の施設ですので、町が主導権を握るということはできないことは分かります。しかし、町民の皆さんが買物が本当に不便、不便というか、ほとんどの方が彦根市の方に行っておられる、ご存じだと思います。私ももう仕方ないので、本来は多賀町内で買物したいですけれども日用品がありませんので、生協はもちろん呼びますけれども、仕方なくというか彦根市まで車走らせて日用品を買物に行かざるを得ないという状況、これは町民の皆さん多くそのように思っておられる。多賀町に、できたらスーパーが何とかできないのかと、これは多くの町民の方がそのように思っておられると思いますので、何とかスーパーを誘致するために努力をぜひしていただきたい。課長の答弁がありましたように、今現在アンケートを集約中ですということですので、それが集約できた段階で町議会の

方にもお示しを頂いて、今後どうするのかと。費用を出して、お互いに町民の暮らし、日常生活を支えるためのまちづくりになりますので、そのことも併せて議会と一緒にこの問題を何とか解決していくべきだというふうに思いますので、その点についてよろしくお願ひ申し上げます。

他の市町では、公設民営スーパーというのも結構やってるところもあるらしいです。私も知りませんでしたけれども、ある方に聞きましたら、町が用地を提供して、そこにスーパーを誘致すると。町がもちろん、施設はそこまではどうか分かりませんけれども、町有地を提供して、ここに土地がありますので何とか来ていただけませんかということをスーパーの業者に働きかけをおこなっていると、それで割と成功してるというところもあります。しかし、これ、それなりに需要がないと成り立ちませんので、商売は。多賀町が税金使ってやるわけではありませんので、そのマーケットというか、その辺のところ辺を研究しないと、私も商売したことありませんので、やったことありませんので分かりませんけれども、そういったことも何とか知恵出して、町民がせっかくスーパーを誘致してほしいということについて、議会あるいは町として今現在努力してるんだということを町民の皆さんにぜひ示していただきたいというふうに思いますので、その点について課長、もう一度答弁がありましたらよろしくお願ひしたい、その見通しがあるかどうか。今、多賀の中心部辺りにつくったらどうかなという声がありますので、その辺のところ辺の見通しがどうなのか、考えておられるか、町長が答弁してくれるんかな。町長の答弁をお願いします。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。私ももう前々から、このスーパーを誘致してほしいということは再三住民の皆さんからもお聞きしておりましたので、それなりのアタックはしてきたつもりなんですけど、やっぱり最終的には滋賀県の有力なスーパーにしても利益が上がることが一番の条件ですので、こういうような市場調査をされると、多賀町はぐるり山ですので、放射線状に360度住宅地にあるところに出店いうのが条件であると。こんだけ山に囲まれたあると、よっぽど多賀町が2万人から3万人の、ちょうど日野のような立地とか、そこで1つの地域で2万人、3万人ある地域であるんやつたらあえて投資をされますけど、7,000人の人口でこんだけ山に囲まれると、なかなか投資効果、利益が出ないということをおっしゃってました。この大手のスーパーだけではありませんので、スーパーは。いろんな小型のスーパーで検討しておられるところがありますので、そういうところにも話を聞かせてもらう必要があるんかなとも思ってます。

もう一つ、スーパーは誘致できんかっても、トラック、食品が付いたトラックの誘致、これもここ1年、2年の間に何か所か立地をしたいという情報は聞いてました。やっぱり、いまだに多賀町に来てないわけですが、多賀町に隣接したよその市に2つほどできましたけど、多分あれも立地条件が多賀町はふさわしくなかったんかなと、向こ

うの方がふさわしかったんかなというふうに思ってますけど、近い将来にはこの食品付きのトラックが来ていただけるように努力はせんとあかんかなと思ってます。以前、何年か前にNHKで、JRの駅も、スーパーもないけど若い子が結構来てるというふうにNHKで放送していただきましたが、若い世代はこういうスーパーがなかっても近いですで、そんなに必要な意識もないか分かりませんけど、やっぱり高齢になればなるほどそういう意識は高くなるんかなと思っておりますので、大きなスーパーでなかっても小型の、食料品にもう50坪か100坪ぐらいの食品スーパーが来ていただけるような、こういうような店舗運営をやっておられるようなところを探していく必要が、県外、県内とらわれず、こういうふうなことがしていけるところがあつたら探していく必要があるんかなと思っています。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 確かに、多賀町の地理的条件とか人口動態とかありますので、そう簡単に誘致ができるかどうかというのは、私もそこまでは分かりません。ただ、高齢者の皆さんのがなかなか彦根まで行きにくい、そのために今、買物バスを走らせていただいて、喜んでおられる方もおられます。ただ、できればこの多賀町内に日用品が買物できるところがあれば、そこへ行きたいという方がたくさんおられると思いますので、町として何とか町の努力を、働きかけも含めてやっていただくということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き本会場で一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

（午後 2時13分 散会）

多賀町議会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員